

第11回オール岐阜コンテスト・規約

★主催：
JARL岐阜県支部

★後援（予定）：
岐阜県、岐阜新聞社、岐阜放送

★目的：
本コンテストを通じて、岐阜県のアマチュア無線局の活性化を促しつつ、岐阜県内外のアマチュア局の交流を図るとともに、アマチュア無線を通じて岐阜県を広くPRすることを目的とする

★開催日時：
2008年6月14日（土）19:00～22:00および15日（日）07:00～10:00（JST）

★参加資格：
日本国内の陸上で運用するアマチュア局

★使用周波数帯：
1. 9～1200MHz帯（3.8/10/18/24MHz帯を除く）
※1.9MHz帯は、1907.5～1912.5KHzとする
※3.5～430MHz帯は、JARL制定コンテスト使用周波数帯による（参考資料参照）
※1200MHz帯は、総務省告示「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」によるが、本コンテストにおいては以下の運用推奨周波数を設定する
CW…1294.060MHz（±QRM）、SSB…1294.260MHz（±QRM）
FM…1294.900～1295.100MHz

★使用モード：
電信（CW、A2A・F2AによるCWを含む）および電話（SSB/AM/FM）

★部門・種目・コードナンバー：

部門（コード）		種 目	
県内局	県外局		
G-SM	X-SM	シングルOP電信電話オールバンド	※注1
G-SMJ	X-SMJ	シングルOP電信電話オールバンド・ジュニア	※注1・2・3
G-SMQ	X-SMQ	シングルOP電信電話オールバンド・QRP	※注1・4
G-SMH	X-SMH	シングルOP電信電話オールバンド・ハーフ	※注1・5
G-SHF	X-SHF	シングルOP電信電話HFバンド	※注6
G-SHL	X-SHL	シングルOP電信電話HFローバンド	※注7
G-SHH	X-SHH	シングルOP電信電話HFハイバンド	※注8
G-SVU	X-SVU	シングルOP電信電話V/UHFバンド	※注9
G-S3.5	X-S3.5	シングルOP電信電話3.5MHzバンド	
G-S7	X-S7	シングルOP電信電話7MHzバンド	
G-S14	X-S14	シングルOP電信電話14MHzバンド	
G-S21	X-S21	シングルOP電信電話21MHzバンド	
G-S28	X-S28	シングルOP電信電話28MHzバンド	
G-S50	X-S50	シングルOP電信電話50MHzバンド	
G-S144	X-S144	シングルOP電信電話144MHzバンド	
G-S430	X-S430	シングルOP電信電話430MHzバンド	
G-S1200	X-S1200	シングルOP電信電話1200MHzバンド	
G-SCM	X-SCM	シングルOP電信オールバンド	※注1
G-S1.9	X-S1.9	シングルOP電信1.9MHzバンド	
G-SPM	X-SPM	シングルOP電話オールバンド	※注10・11
G-SPD	X-SPD	シングルOP電話144/430MHzバンド	※注11・12
G-MM	X-MM	マルチOP電信電話オールバンド	※注1
G-MJ	X-MJ	マルチOP電信電話オールバンド・ジュニア	※注1・3・13

- ※注1：使用周波数帯は1.9～1200MHz帯
- ※注2：OPは20歳以下
- ※注3：サマリーシートの意見欄に年齢を明記すること（マルチOPは全員）
- ※注4：出力は5W以下、出力低減による運用を認める
- ※注5：前半（土曜日）のみ、もしくは後半（日曜日）のみの参加であること
- ※注6：使用周波数帯は1.9～28MHz帯
- ※注7：使用周波数帯は1.9～7MHz帯
- ※注8：使用周波数帯は14～28MHz帯
- ※注9：使用周波数帯は50～1200MHz帯
- ※注10：使用周波数帯は3.5/7/21～1200MHz帯
- ※注11：出力は10W以下（50～430MHz帯は20W以下）、出力低減による運用を認める
- ※注12：使用モードはFMのみ
- ※注13：20歳以下のOPによる交信局数が全体の80%以上であること

★シングルOPの定義：

コンテスト開催中、コンテストに関する諸作業（ログシートへの記入、重複交信・マルチプライヤーのチェック、設備操作など）をすべて独力で行うこと。電話やネットなどでコンテストに関する情報をやり取りした場合や、マイクコントロールなど第三者の助けを借りて運用した場合、同一周波数を複数の局で相互に譲り合いながら運用した場合はマルチOPとみなす

★交信相手：

県内局…日本国内の陸上で運用するアマチュア局
 県外局…岐阜県内の陸上で運用するアマチュア局に限る

★呼び出し：

県内局…「CQ TEST」「CQコンテスト」
 県外局…「CQ GF」「CQ岐阜県」

★コンテストナンバー：

県内局…RS（T）+市郡ナンバー（別表1参照）
 県外局…RS（T）+都府県支庁ナンバー（別表2参照）

★得点：

コンテストナンバーを完全に送受できた交信を1点
 同一バンドにおいて同一局とは、電信・電話それぞれ1交信ずつ有効

★マルチプライヤー：

県内局…バンド毎の異なる岐阜県の市郡数および岐阜県を除く都府県支庁数
 県外局…バンド毎の異なる岐阜県の市郡数

★総得点：

オールバンド…（各バンドで得た得点の和）×（各バンドで得たマルチプライヤーの和）
 シングルバンド…（当該バンドで得た得点）×（当該バンドで得たマルチプライヤー数）

★書類提出：

- ①郵送する場合は、JARL制定のサマリーシート・ログシート、またはそれに準ずるものを使用し、必要事項を記入した上で、サマリーシートを一番上にし、左上をホチキスなどで留めて提出すること。サイズは、A4かB5のどちらかに統一する。サマリーシートの署名欄に自筆で署名した場合は、捺印不要。ログシートの交信記録は、バンドごとにまとめて交信順に記載する。結果冊子希望者はSASE（90円、サイズは長形3号に限る）を、参加証希望者は50円切手1枚を、それぞれ同封すること
- ②電子メールで送付する場合は、JARL制定の様式で作成し、本文に貼り付けて送付すること。圧縮ファイル・添付ファイルは不可
- ③マルチOP局・ゲストOP局・社団局によるシングルOP局は、運用者のコールサイン（もしくは姓名）、無線従事者資格をサマリーシートの意見欄に明記。またマルチOP局は、ログシートへ交信ごとに運用者を明記。以上が明記なき場合は、チェックログとする
- ④ジュニア種目への参加局は、OPの年齢（マルチOP局は全員）をサマリーシートの意見欄に明記すること。明記なき場合は、シングルOP（マルチOP）電信電話オールバンド種目への参加とみなす

★提出先：

郵送…〒509-9131 中津川市千旦林825-13 戸根伸剛方 オール岐阜コンテスト係
 ※必ず「コンテストログ在中」と朱書き
 電子メール…allgf@jarl.com
 ※サブジェクトは英数字で「コールサイン コードナンバー」（例：JK2XXK/2 G-SM）

★締切：

2008年6月30日（消印有効）
 ※電子メールは送信時のタイムスタンプで判断します

★禁止事項：

- ①クロスバンド・クロスモードによる交信
- ②シングルOP局の2波以上の電波の同時発射
- ③マルチOP局の同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射
- ④レピータ、衛星を介した交信
- ⑤同一のOPによる複数種目への書類提出。シングルOP種目とマルチOP種目の掛け持ち参加も認めない

★注意事項：

- ①2005年2月13日に長野県木曾郡山口村が中津川市へ編入合併したのを受け、中津川市（JCC#1906）からφエリアのコールサインで運用する固定局がいます
- ②コンテスト中の運用場所の変更は、コンテストナンバーの変わらない範囲内で自由
- ③運用に当たっては、自局のコールサインを頻繁に送出すること
- ④それぞれの呼出周波数では、簡潔な呼び出しを行うと共に、使用に当たっては10分以上の間隔を置くこと
- ⑤マルチOP局は、直径500m以内にすべての設備を設営すること

★失格事項：

- ①同一バンドにおける重複交信がログシートに記載されている交信の2%を超え、かつ得点としている場合
- ②提出書類に虚偽の記載が認められる場合
- ③提出書類やその記載内容に著しい不備が認められる場合
- ④本規約に定める事項に違反した場合

★表彰等：

- ①各種目それぞれ参加局数に応じて上位の局を入賞とし、JARL会員・非会員を問わず県内局は支部大会で、県外局は支部大会後に郵送で賞状を贈る
- ②県内局部門シングルOP各種目への参加したYL局の中で最も高い総得点を出した局（各種目上位入賞局を除く）に、支部大会で賞状を贈る
- ③県内局のシングルOP電信電話・シングルOP電信・シングルOP電話・マルチOPの各種目でもっとも高い総得点を出した局（岐阜県在住者・在勤者に限る、マルチOPは運用者の半数以上が岐阜県在住者・在勤者であること）に、岐阜新聞社・岐阜放送から賞状を贈る
- ④その他、特別賞を贈る場合がある
- ⑤総得点が同一の場合は、最終交信時刻の早い局を上位とする。最終交信時刻も同一で、すべての提出書類から交信の前後が判別できない時は、同順位とする

★問合せ：

提出先までSASEか電子メールで。電話不可

★登録クラブ対抗：

県内登録クラブの構成員（県内局部門シングルOP各種目参加者に限る）から申告された総得点ならびに申告数を集計の上、①得点部門…総得点の合計で競う、②局数部門…参加局数で競う、の2つの部門を設け、それぞれ1位のクラブを表彰する。サマリーシートの登録クラブ対抗欄にクラブ番号・クラブ名称を必ず明記。明記なき場合は、構成員であっても集計対象外とする

★その他：

- ①本規約中で明記されていない事項に関しては、JARLコンテスト規約に準ずる
- ②本コンテストの結果に対するクレームは、書面に具体的な違反の事実を明記し、かつそれを証明する資料を添え、記名・捺印の上、提出先まで郵送すること。締切は2008年10月10日（必着）とする

【別表1】岐阜県の市郡ナンバー

1901 岐阜市	1906 中津川市	1911 美濃加茂市	1916 瑞穂市	1921 海津市
1902 大垣市	1907 美濃市	1912 土岐市	1917 飛騨市	
1903 高山市	1908 瑞浪市	1913 各務原市	1918 本巣市	
1904 多治見市	1909 羽島市	1914 可児市	1919 郡上市	
1905 関市	1910 恵那市	1915 山県市	1920 下呂市	

19001 安八郡…安八町・神戸町・輪之内町
19003 揖斐郡…池田町・揖斐川町・大野町
19005 大野郡…白川村
19007 可児郡…御嵩町
19008 加茂郡…川辺町・坂祝町・白川町・富加町・東白川村・七宗町・八百津町
19011 羽島郡…笠松町・岐南町
19012 不破郡…関ヶ原町・垂井町
19015 本巣郡…北方町
19017 養老郡…養老町

【別表2】都府県支庁ナンバー（岐阜県を除く）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ● 1 エリア | ● 4 エリア | ● 8 エリア |
| 10 東京都 | 31 岡山県 | 101 宗谷支庁 |
| 11 神奈川県 | 32 島根県 | 102 留萌支庁 |
| 12 千葉県 | 33 山口県 | 103 上川支庁 |
| 13 埼玉県 | 34 鳥取県 | 104 網走支庁 |
| 14 茨城県 | 35 広島県 | 105 空知支庁 |
| 15 栃木県 | ● 5 エリア | 106 石狩支庁 |
| 16 群馬県 | 36 香川県 | 107 根室支庁 |
| 17 山梨県 | 37 徳島県 | 108 後志支庁 |
| 48 小笠原 | 38 愛媛県 | 109 十勝支庁 |
| 49 沖の鳥島 | 39 高知県 | 110 釧路支庁 |
| 50 南鳥島 | ● 6 エリア | 111 日高支庁 |
| ● 2 エリア | 40 福岡県 | 112 胆振支庁 |
| 18 静岡県 | 41 佐賀県 | 113 檜山支庁 |
| 20 愛知県 | 42 長崎県 | 114 渡島支庁 |
| 21 三重県 | 43 熊本県 | ● 9 エリア |
| ● 3 エリア | 44 大分県 | 28 富山県 |
| 22 京都府 | 45 宮崎県 | 29 福井県 |
| 23 滋賀県 | 46 鹿児島県 | 30 石川県 |
| 24 奈良県 | 47 沖縄県 | ● φ エリア |
| 25 大阪府 | ● 7 エリア | 08 新潟県 |
| 26 和歌山県 | 02 青森県 | 09 長野県 |
| 27 兵庫県 | 03 岩手県 | |
| | 04 秋田県 | |
| | 05 山形県 | |
| | 06 宮城県 | |
| | 07 福島県 | |

【参考資料】JARL 制定コンテスト使用周波数帯（単位：MHz）

周波数帯	CW	AM/SSB	FM
3.5MHz帯	3.510～3.525	3.530～3.565	
7MHz帯	7.010～7.030	7.040～7.080	
14MHz帯	14.050～14.080	14.250～14.300	
21MHz帯	21.050～21.080	21.350～21.450	
28MHz帯	28.050～28.080	28.600～28.850	29.200～29.300
50MHz帯	50.050～50.090	50.250～51.000	51.000～52.000
144MHz帯	144.050～144.090	144.250～144.500	144.750～145.600
430MHz帯	430.050～430.090	430.250～430.800	432.100～434.000

※A2モースはAM/SSB、F2モースはFMの使用周波数帯とする
 ※51.000MHzは、FMの使用周波数帯とする